

会 議 録

会 議 の 名 称	平成２３年度 第３回地域協議会
開 催 日 時	平成２３年１０月２８日 午後４時００分から
開 催 場 所	福祉会館２階「大会議室」
出 席 者 氏 名	委員 (１６名) 小沼文夫、佐藤洋一、正木正（会長）、大井仁史、小番より子、佐藤伸一、土田克夫、土田長夫、土田典子、茂木保、佐藤寿美子、佐藤孝義（副会長）、佐藤久美、佐藤嘉孝、豊島一郎、蒲田則夫 由利本荘市 (１５名) (市民福祉部) 生活環境課長 真坂誠一、主査 長谷部浩司、 清掃事業所長 村井恭輔、参事兼専門技術員 伊藤成一 (矢島総合支所) 総合支所長 土田武弥、産業課長 泉谷健一、建設課長 佐々木聡、 市民福祉課長 佐藤勝一、教育学習課長 佐々木正人 市民福祉課主席参事 高橋建、産業課主席参事 小松正 (事務局・・・振興課) 振興課長 佐藤義雄、参事 三浦芳春、主席主査 三森隆、 主席主査 三浦浩喜、
欠席委員氏名 (１４名)	五十嵐徳、佐藤政一、佐藤允尚、土田稔、佐々木知榮、佐藤系悦、佐藤公、原田浩司、茂木昭二郎、茂木美寶子、伊豆秀一、岸田良子、小番けい子、菅原賢一
会議次第 １．開会 ２．会長あいさつ ３．矢島総合支所長あいさつ ４．協議 ○市説明案件 「由利本荘市ごみ処理施設の整備方針について」 ○提言のまとめ方について ５．その他 ６．閉会	
会 議 の 経 過	別紙のとおり

平成23年度 第3回地域協議会

1. 開 会 16:00～（進行：矢島総合支所 振興課長）

2. 会長あいさつ

●会長

ご案内いたしました第3回矢島地域協議会を開催するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。穫り入れの秋も一段落いたしましたして、ここ数日悪天候が続いておりましたが、昨日からすっかり晴れわたり、秋晴れの好天に恵まれております。今日などはかなりの温度があるわけでございます。そして、しばらく続いてほしいなという思いをしているところでございます。さて、本日は市の方から由利本荘市ごみ処理施設の整備方針について、というご説明がございます。そして、前回もお話ししてあります、委員の皆様からいただいた提言のまとめ方につきまして、今日最終的に集約をしたいと考えております。また今日は、明日から収穫感謝祭が始まるということで多くの委員の方々がそちらの準備に出向いているということで欠席がちでありまして、日程の取り方に問題があったのかなというふうに反省しております。今日は初めての試みでございますが、地域選出の市議会の土田議員と佐藤議員、お2人をお招きして、傍聴をいただくことにしております。そして、今日は年に1回の市長を囲んでの懇談会ということで、一応5時半を予定しておりますので、そういう時間を見計らいながら、ひとつご審議のほどご協力をお願いしたいと思います。今日は2件につきまして皆さんのご審議をお願いしたいと思います。以上、挨拶に代えさせていただきます。

3. 矢島総合支所長あいさつ

●総合支所長

皆様お晩です。そういう時間帯になりましたけれども、今日第3回の地域協議会の開催にあたりまして、本当に委員の皆さんにはお忙しいところご参加くださいまして、どうもありがとうございます。第2回目の時には、消防の庁舎の関係、それから公の施設の使用料等の事につきまして市の方から説明がありまして、そして皆さんからも色々ご意見をいただいたところでございます。その消防庁舎につきましては、8月の臨時会で議決になりましたので、説明あったとおりのことで進む予定となっております。使用料の見直しに関しましては、昨日、行革の検討委員会がございまして、使用料の額等については以前説明された内容のように、この12月の議会の方に条例等で提案する予定となっております。昨日は、たまたまそれに関連しまして皆さんから色々ご要望がありました、いわゆる減免なり減額なりそういった基準を、あらためてきちんと出してもらいたいというふうな、他の地域協議会の中でもそういうお話しがありました、そのことについて、昨日、一応案的なものも示されましたけれども、基本的には免除と、それから減額については5割の減額と、そういった方向で今検討を進めている状況でございます。昨日の会議の中でも、一応条例等が提案された後におきまして、あらためて地域協議会にも説明をしていきたい、というお話しがございましたので、よろしくをお願いしたいと思います。先ほど会長さんからも言われましたけれども、今年の稲作につきましては平年並みということでございましたけれども、丁度刈り取りの時期にああいう雨が続いたものですから、時期的に昨年よりは1週間ほど遅れるのかなと思っておりましたけれども、それ以上に遅れた時期もあったのではないかなと思っています。先ほど会長さんも言われました、明日29日から30日、矢島地域でも例年どおり産業文化祭を実施する予定で、今日も準備に入っております。そして例年、高松市、佐久市と、

友好都市との交流ということで、一昨年までは矢島の産業文化祭の方でやりましたけれども、昨年からは米まつりの会場ということで、今年もやる予定でございます。たまたま高松市は今年3年に1回やるイベントがございまして参加出来ませんけれども、佐久市は4時頃にこちらに到着する予定で、明日、明後日、米まつりの会場で佐久市の方から3人みえて物産の販売等いたしますので、皆さん矢島の文化祭と併せて米まつりの会場にもおこしいただければなと思っています。それでは、今日の会議が、皆様から色々ご意見等賜って、会長さんの言われました提言等うまくまとめていただければなというふうに思っております。それから矢島地域の議員の皆さんには、お忙しいところ無理を言った形になりますけれども、今日は傍聴という形になるか、あるいは要望的なことも議員の方から出るかもしれませんので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。それではよろしくお願ひ致します。

4. 協議

●会長

それでは早速協議に入りたいと思います。市の方からのごみ処理施設の関係でご説明をお願いします。

●市民福祉部生活環境課 次長兼課長

市民福祉部の生活環境課の真坂と申します。矢島出身でございます。いつもお世話になりました大変ありがとうございます。今日は生活環境課の方から私と長谷部が2人参っております。それからあと清掃センターの方から村井所長と伊藤参事が参っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。はじめに、このような機会をこの忙しい中に設定していただきまして、大変ありがとうございます。また、協議会の委員の皆様方には、日頃から我々市の施策全般につきましてご指導等賜りまして、大変ありがとうございます。この場をお借りいたしまして、厚くお礼申し上げます。今回のごみ処理施設の整備方針ということでございますが、詳しい内容につきましては、資料に基づきまして担当の方からご説明申し上げますけれども、その前にこれまでの経緯につきましても若干ご説明申し上げます。ごみ処理施設につきましては、合併以来県の方でも広域化計画というものがございまして、隣のかほ市と一緒に共同で整備していくということですとずっと進めて参ったわけでございますけれども、なかなかごみ処理施設につきましては、整備にかなり時間を要するということもございまして、両市の中で検討を重ねて参りましたけれども、施設の古さと言いますか、由利本荘市に比べまして、にかほ市さんの方はかなり古いという状況もございまして、にかほの方では出来るだけ早くというような進み方をお願いしたいということで、我々もそれに沿って、一所懸命がんばってきたわけでございます。けれども、スケジュール的になかなか急いで出来ない所もございまして、にかほ市さんと調整が上手く行かなかったというところがございました。最終的には、にかほ市長の方から、やはりにかほのごみ処理施設の現状を考えますと、どうしても一緒になってやることができないというふうなことの申し入れがございまして、今まで進めて参りました共同で行うということにつきましては、残念ながら断念しなければいけないという状況に、昨年の暮れになったということでございます。それから単独でやるというふうなことで、それまでは共同で2市でやるということだったので、単独の計画というものはまったく持っていなかった状況でございますけれども、単独でもやらなければいけない理由というものは由利本荘市の中にもございまして、やはり由利本荘市の今抱えている施設、本荘清掃センター及び矢島島海清掃センターでございますが、特に本荘清掃センターにつきましては経過17年ぐらいたつたものですから、建物そのものは特に支障ないわけですが、中に入っている施設等に関しましてかなり疲弊しているという状況もござ

いまして、やはり本荘清掃センターの方の改修もやらなければいけないという状況になっておりました。そこで、そのようなことも踏まえまして、全体的にどのような形でごみの施設につきまして、どのような方針を持って行くかということで、昨年の暮れから専門家と言いますかコンサルにもお願いしながら、色々案を練って来たわけでございます。その中で、特にやはり今申し上げましたとおり、今ある施設につきまして古くなっておりませんが、まだいわゆる少し直せば使えるということもございますし、また、逆にどうせだったらすべて新しいものに取替えて作った方がいいのかなというような考え方もございますので、そういう両面から検討してまいりましたが、今回結論といたしましては、本荘清掃センターにつきまして、もう少しリニューアルと言いますか、かなりの大規模なリニューアルになりますけれども、それを行って、本荘清掃センターをもう少し使って行きましょうというような考え方で進ませていただきたいというふうに考えております。また同時に、矢島鳥海清掃センターと2つあるわけでございますが、やはりこれを有効的に使うと言いますか、経費の面からいろんな事もございますので、矢島鳥海清掃センターにつきましては、焼却部分につきましては、本荘清掃センターの改良が終わった段階でやめて、一つに統一したいというふうな考え方でおります。ただし、矢島鳥海清掃センターを使っている矢島地域と鳥海地域の皆様方には、当然ご不便をかけるような、全部閉鎖なりますとご不便をかける形になりますので、そうはやはりいかないということで、焼却する部分につきましては廃止いたしますが、収集してそこにストックするというような形でそれから焼却するというような段取りで今やっておりますけれども、焼却する部分だけはやめて、そこに持って来てストックする部分につきましては、当然今のまま現状を活かして行きましょうということで、直接持ってみえられる皆様方にはご不便をかけないような形で今の施設を改めて再利用しようということで計画しているところでございます。収集の方法につきましては、今、収集業者さんに委託されておりますので、その点に関しましてはごみステーションから持って行って、今は矢島鳥海清掃センターで焼却しておりますが、その部分につきましては本荘清掃センターに直接持って行くというような形になろうかと思っておりますけれども、これにつきましても収集関係でご迷惑をかけないような形で、おそらく収集日、収集開始につきましては出来るだけ今の体制を変えないような形でしたいと考えております。と言うのは、そこら辺の混乱を招くおそれがあるということでございますが、それよりも、もっと有効的な、収集車の補強と言いますか台数を増やしながら、そちらの方の進み方をさせていただきたいという考え方でおります。これはもう少し、もう3年、4年後この本荘清掃センターの基幹改良事業が完成するまでの間に、しっかりとした形で、また皆様方にお示ししたいと思っております。いずれに致しましても、そういうことで矢島、鳥海両地域の皆様方には、特にご迷惑をかけないような形でこれからも進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解の程おねがいしたいと思っております。いずれに致しましても、そこまで至った経緯とか内容につきましては、これから担当の方から説明申し上げますので、今後ともいろんなご意見等を伺いながら進めさせていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

●市民福祉部生活環境課 主査

生活環境課の長谷部でございます。座って説明させていただきたいと思っております。お配りしております、由利本荘市ごみ処理施設の整備方針について、とタイトルいたしました資料に沿って説明させていただきます。それでは説明に入らせていただきます。はじめにごみ処理施設の整備方針を検討に至った理由でございます。1、検討の理由。読み上げさせていただきます。由利本荘市では本荘清掃センター、矢島鳥海清掃センターの2つの施設でごみの焼却処理を行ってききましたが、主力の焼却施設であります本荘清掃センターにおいて、平成21年度精密機能検査を実施

したところ、経年劣化による設備の大幅かつ早期改修の必要性を指摘されました。これを受けまして、市では今後のごみ処理施設の整備方針を、中長期的な視点に立って相対的に検討を行ったというものでございます。ここで少し補足説明させていただきますが、読み上げました本文中に精密機能検査とありますが、精密機能検査とは法定検査のことでありまして、両センター共に3年に1度実施しているものです。簡単に申し上げますと、この検査において、本荘清掃センターが古くなったことが原因で設備全体に劣化や損傷箇所が見られ、これまでのような定期補修だけでは安全な運転が困難になると、これにつきまして早期に大規模な改修をするように指摘を受けたというものであります。資料に戻りまして、両施設の概要について触れさせていただきます。表1、本荘、矢島鳥海清掃センターの概要をご覧ください。はじめに本荘清掃センターですが、所在は本荘地域の二十六木地区にございます。竣工は平成6年8月、16年経過しております。処理能力は、2つの焼却炉で1日当たり16時間運転ですが、97トンの処理が可能となっております。搬入量ですが、昨年、平成22年度に搬入された可燃ごみの量は約21,769トン、1日平均約84トン搬入されているということになります。搬入地域は本荘地域をはじめといたしまして6地域から搬入されております。本市の主力施設と言われるところであります。続いて矢島鳥海清掃センターですが、鳥海地域の下川内地区にございます。平成11年3月に竣工しまして、12年経過しておるというところでございます。処理能力は2つの焼却炉で1日当たり、8時間運転ですけれども、20トンの処理が可能となっております。搬入量は、昨年、平成22年度に搬入された可燃ごみは約2,173トン、1日平均約20トン搬入されているということになります。搬入地域につきましてはここ矢島地域と、鳥海地域の2つの地域となっております。続いて表2、本荘清掃センター補修整備費についてであります。平成7年度から22年度までの累積補修整備費は約1,536,240,000円。これを1年当たりに換算しましたのがその下、16年間の平均補修整備費であります。更に厳密に算定したものが一番下、竣工から2年間のメーカー保証機関を除いた14年間の補修整備費であります。こちらを平均しますと年平均約107,580,000円かかっているという状況であります。補修整備費につきましては経年毎に右肩上がりの状態であります。昨年度、平成22年度では約150,000,000円かかっているという現状であります。2ページ目をお開きください。2、検討内容についてでございます。2つの方針案をスケジュールに比較してみたものです。スケジュールの説明の前に、新設と基幹改良の意味合いについて説明させていただきます。図1の整備スケジュールの下に新設、基幹改良とはとありますので読み上げさせていただきます。新設とは、ごみ焼却施設を建設することです。既存施設を取り壊しまして、新しいごみ焼却施設を建設するということであります。続いて基幹改良ですが、基幹改良とは本荘清掃センターの経年劣化した設備機器を新しいものへ交換したり、補修したりして、竣工当初に近い機能に整備しまして、既存の施設を継続して使用するということであります。これを踏まえまして図1、新設と基幹改良の整備スケジュールをご覧ください。両方針とも最短で整備した場合のスケジュールです。ご覧のとおり新設の場合、最短で平成29年度の稼働、基幹改良の場合、平成27年度の正常稼働となります。これを踏まえまして検討した結果が、(1)整備スケジュールによる検討であります。両方針の特徴と致しまして、新設の場合、建設稼働まで時間を要します。これによりまして定期保守以外の大規模な改修をしなければならないということになります。完成後は約20年、平成49年度まで使用が見込めるというものであります。新設の場合、基幹改良と比較して用地取得や建設工事にかかる他に、各種調査、届け出が多く、また、許認可を必要とする業務も想定されまして、どうしても建設着工までに時間を費やしてしまうということでもあります。工事自体も基幹改良より時間を要するというところでございます。また、新設のスケジュール表にありますとおり、新しいごみ処理施設を整備する間もごみ処理業務をストップさせるということは出来ませんので、現在の2

つの清掃センターを引き続き運転する必要があります。これまでどおり通常補修費も負担になってくるといふものであります。それに加えて、先ほど説明させていただきましたが、本荘清掃センターの場合は早急に大規模改修を行う必要が生じてきておりますので、結果、基幹改良と比較しまして大きな費用と時間を要するということになります。但し、完成後は補修費が現在よりは少額となりますし、最新の設備で約20年稼働する事が出来るというのが特徴であります。一方、基幹改良の特徴ですが、既存施設を活用するため短時間で整備が完了します。整備完了後約10年間、平成36年度まで使用が見込めるというものであります。基幹改良につきましては既存施設を活用するため、短時間で設備の機能回復が可能となりまして、新設と比較して経済的で早期の対応が可能となるということになります。但し、整備後は約10年ほどしか保たないというのが特徴であります。次に(2)事業費による検討であります。事業費の検討にあたりましては国の指針を含めまして3パターン検討させていただきました。一つ目は比較期間①による事業費であります。先ほどの、図1新設、基幹改良整備スケジュールをご覧ください。太い実線が期間の①でございます。これは両方針を平成23年度から工事完了までにかかる費用を比較したもので、結果は整備時間の短い基幹改良が約44億円経済的な結果ということになりました。3ページ目をご覧ください。次に比較期間②による事業費であります。先ほどの図1の実線から点線までの線引きした間での検討が期間②でございます。これは検討に当たりまして一定の条件を設定し、比較したものであります。こちらにおきましても、基幹改良は約40億円ほど経済的であるとの結果でありました。最後に国の指針によるライフサイクルコストによる比較でございます。比較②による事業費の横にあります比較表がそれになります。ライフサイクルコストとは建物の生涯コストのことでありまして、ある時点でどれくらいの残存価値があるかというものを所定の算定方法に基づき試算したものであります。本市の場合は、本荘清掃センター竣工から約30年後の平成36年を比較検討いたしまして算定したところ、このライフサイクルコストにおいても基幹改良が約11億円ほど経済的であるとの結果でありました。続いて(3)矢島鳥海清掃センターの方向性についての検討であります。読み上げます。新設、基幹改良いずれの方針を選択した場合も由利本荘市全域のごみ量を焼却可能な施設となることから、矢島鳥海清掃センターの方向性についても検討致しました。その結果、統合、1つの施設で処理した場合、これまでどおり併用、2つの施設で処理した場合と比べて施設管理費、ごみ収集費で年間約58,300,000円の節減が可能という試算をしております。以上の検討結果をふまえて、3、検討の結果であります。読み上げます。整備方針、現在のごみ焼却施設の現状を踏まえ整備スケジュール、事業費等総体的に整備方針を検討した結果、経済性の優位点、緊急性を要する施設の現状、短期間での設備機器の機能性の向上(安全性)を考慮し、本荘清掃センターを基幹改良する整備方針と致しました。また、併せて矢島鳥海清掃センターについては本荘清掃センターの基幹改良工事終了後の平成27年度をめどに、統合をする方針といたしました。理由でございます。経済性①事業費、ライフサイクルコストにおいて基幹改良が優位ということでありまして。②本荘清掃センター建屋の有効利用であります。焼却施設の建屋は、一般的に45年耐用可能であると言われております。本荘清掃センターは、先ほどご案内しましたとおり平成6年に建設された施設でありますので、一般的には平成50年まで使用が可能な施設と言われております。本荘清掃センターは現在の耐震基準をクリアした施設であります。今回の整備方針の検討に当たりまして、今年の7月改めて本荘清掃センターの耐震状況について調査を行ったところであります。その結果をここで簡単にご紹介させていただきますと、施設全体に損傷劣化がなく、設計図書から必要とされる耐力の約120%の耐力で設計施工されているため、今後も使用に耐えられる施設という見解を頂戴しております。続けます。③2つの施設の統合により補修整備費、運転費を縮減出来るということでございます。先ほど説明いたしましたとおり、統合の場合、併用した場合と

比較し年当たり 58,300,000 円縮減可能という試算でございます。4 ページ目をお開きください。緊急性ですが、冒頭説明いたしましたとおり、本荘清掃センター使用設備の老朽化により、早期に設備機器の交換補修が必要な状況であります。最後に安全性であります。①焼却能力の回復が図れ、効率的な運転が可能となります。②二酸化炭素の削減、ダイオキシン類の発生の抑制が向上しまして環境への負担を軽減し、より安全な運転が可能となるものであります。以上が理由であります。最後に 4、基幹改良のイメージと工事の概要であります。工事の概要と効果について読み上げます。概要ですが、劣化した設備機器の取替と補修整備を行い、竣工当時に近い処理機能に整備すると共に、施設を 16 時間運転から 24 時間運転施設へ改良致します。効果と致しましては設備が新しくなり、また、24 時間運転することで炉の立ち上げと立ち下げ回数を減らせることで、ダイオキシン類、二酸化炭素の排出をいっそう抑制するとともに、燃料の節減が図れます。また、燃焼による温度変化を抑制しまして、耐火物、金属構造物等の損傷を抑えるという効果もございます。以上で説明の方は終わらせていただきたいと思います。

●会長

ごみ処理施設の整備方針について説明いただきましたが、委員の方々からこれにつきましてご質問等を受けたいと思います。何かございませんか。

●A 委員

お聞きしますけれども、施設の改良以前の問題として、年々人口の減少等から世帯も人も減っていきましますし、当然ごみの量も減っていくような感じもします。これから減量化も推進していくだろうと思いますが、そういう点から考えますと、こういう年数くらいしか延びないものでしょうか。今後改良した場合、処理量と劣化の度合いというのはやはり、余計焚けば余計耐用年数が減って行くということですか。参考までに教えてください。

●市民福祉部生活環境課 次長兼課長

ただ今のご質問のとおり人口も減少しておりますし、世帯の方も減ってきているということで、ごみの量も年々減っている状況でございます。試算してもらったところ、平成 27 年度に稼働する段階になりますと、だいたいごみは 1 日 85 トンくらいの見込みだということで、それに対応した整備を進めるようという形で今考えているところでございます。また、やはりごみの量が少なく、これからはずっと少なくなっていくとすることになりますと、今後 10 年くらいしか保たないというふうに言われてはおりますけれども、当然燃焼させるとかそういうものによって施設の方も傷みが出てくると思いますので、10 年でなくもう少し延びるんじゃないかなというふうな予想も立てております。出来るだけ経済性も考えながら、使えるものは使うというふうな形での進め方をしていきたいなということですが、ただ通常はだいたい 10 年くらいという形で言われているものですから、いまのところは 10 年という形ですが、出来るだけ長く使えるような運用を進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

●会長

他にございませんか。

私からひとつ伺いたいのですが、矢島島海清掃センターの件、我々地域のことなのですが、収集形態は今までと同じような形をするのでしょうか。

●市民福祉部生活環境課 次長兼課長

収集形態は出来るだけ変えないようにしたいということを思っておりますが、やはり収集車が今までは鳥海の所に持って行くという距離だったのですが、今後は本荘の方に持って行かなければいけないということで、当然距離が長くなるものですから、それだけ収集にとって負荷がかかるということが想定されますので、負荷を埋めるために車の増強とか、例えば一台増やすとかそのような方策をとってやればなというふうに考えているところでございます。

●B 委員

矢島鳥海地域は基本的には変えないというお話しでしたが、それでは由利本荘市全域としてごみの収集頻度などの条件については現在同じような状況にあるということなののでしょうか。遠くなることによって、矢島だけ少ないというようなことのないようにお願いしたいなと思ったところです。

●市民福祉部生活環境課 次長兼課長

今のサービスを低下させると言うことは一切考えていません。今の方法が一番いいかとなりますと、これから変わって来ますと色々な方法が出て来るかと思いますが、今のサービスより低下は絶対させないようなかたちで収集方法なども検討して参りたいと思っておりますので、頻度的に今のものを下回らないと言うことを考えております。

●B 委員

今のものを下回らないと言うことは先ほどの説明でわかったのですが、由利本荘市広域でやるということですね。地域ごとに頻度の偏りがないのかどうかというのをお聞きしたかったのです。

●市民福祉部生活環境課 次長兼課長

今のところ地域の事情によりまして、例えば可燃ごみであれば週2回というところと1回というところもございますけれども、それは今まで合併前からの色々な仕組みの中でやっておられるということで、今までのものをベースにしながら、そのものは出来るだけ変えないようにしながら、出来ればもっといい方法があればそちらの方に変えていきたいと考えております。

●B 委員

現状がどうなのか把握しているわけではないのですが、本荘は何回も来るけれども矢島は週何回だとかいうような、偏りのないようにご配慮いただければなと思ったということです。

●市民福祉部生活環境課 次長兼課長

可燃ごみと不燃ごみにつきましては地域統一と言いますか、週2回とかということで変わらないうのですが、粗大ごみに関しましては特に本荘地域については需要が多いものですから、回数が少し多くなっているという状況にございます。普段のものにつきましてはだいたい均衡を図っている状況でございます。

●会長

他にございませんか。

●C 委員

先ほどの説明でライフサイクルコスト、ちょっとよくわからなかったので、もう少し詳しく教えていただければと思います。

●市民福祉部生活環境課 主査

ライフサイクルコストと言いますのは、建物の生涯コストということでありまして、建設から定期補修、運営している間の補修費、あとは解体・廃止までの一連のコスト、建物にどれくらいのコストがかかったかと言うのがライフサイクルコストのことです。非常にわかりにくく、例えばあればそちらで説明できればよろしいのですが、なかなかその例えもなく、製品や施設の整備にかかる費用を、製造あるいは建設、使用、廃棄処分までの費用を総計したもの。バブル崩壊後、公共事業の見直しに関連しまして、維持管理を含めたコストの低減手法の一環として取り上げられたと言うものであります。近年では各種の施策とか、橋を架けたりとか色々な公共物を建てる際にはこの評価というのは必ず求められているというものであります。対象となるコストとして建設や大規模改修などの一時的に多額の費用の発生する、いわゆるイニシャルコストと、維持管理のランニングコストと言う風に分けられています。いずれ、建設から施設が解体されるまでの費用という風なことでございます。

●C 委員

そこまではわかりました。それで、今回の事業費の比較と言うことですが、これであれば36年までの比較ということですね。そうすると新設した場合は残存価値があるということですね。当初事業費についてはこれだけの差はあるのですけれども、その後の比較検討というものは見ないのですか。単純に36年で、残っているものは価値がないものということでしょうか。

●市民福祉部生活環境課 次長兼課長

この表の中で、単純に建設費だけを比べたものが44億円位の差があるということですが、今おっしゃられたような残存価値というものを踏まえたものがライフサイクルコストという中の数字に入っております。ライフサイクルコストの中には、平成36年時点での価値を示すということになっておりますので、当然新設の場合は、例えば29年からですので、36年までの間は償却しますが、36年の時点でも価値は残っているという風なことで、新設の場合はその分を経費の方から差し引いております。それが、ライフサイクルコストで新設の場合45億と言う数字になっていくというのが、表が途中飛んでいるものですから、実際にかかっているものよりも価値がある分は差し引いていると言うことで、そこに計算されております。基幹改良の方はすでにその価値がないと言うことで、そのままの数字が上がっておりますけれども、そういうことによる比較で、ライフサイクルコストというそういう比較もしますので、その価値も含めた中でも、実際11億くらい基幹改良の方が有利ですよという算定になったということですが、

●会長

他にございませんか。

●D 委員

基幹改良で工事をやることになると、これでいきますよ25年と26年の2カ年間かかるような工事の期間なようですが、この期間の本荘地区のごみ収集したものはどう処理されていく

のでしょうか。それから、基幹改良しましても平成36年までしか持たない、丁寧に使えば3年、5年と延びるかもしれませんが、いずれ新設ということになると思います。そうなってきた時に、新設の場合は2年半とか3年くらい工事期間がかかるわけですが、その期間の焼却は矢島島海清掃センターもないわけですし、それだけの量をどうやって処理するのかお知らせ願いたいと思います。

●市民福祉部生活環境課 次長兼課長

最初に、基幹改良する2カ年間の、工事期間内のごみの処理の方法ですけれども、2カ年にわたる工事になりますが、2炉がございまして、1炉ずつ1年ずつかけてやるということで、1炉については残るわけです。1炉で調整を図りながらやるということでございますが、おそらく1炉だけではちょっと出来ない期間というものもあると思いますので、その時には矢島島海清掃センターの方を何回か利用させていただくような方法をとらせていただきたいという風に考えて、支障のないようにしていきたいということを考えております。それから、平成36年後の新設ということに当然なるかと思いますが、新設していく場合につきましてはおそらく約10年近くかかる予定でありますので、今回平成27年度に基幹改良が終わって、その後のことにつきましては終わったら早速次の手立てに取りかからなければならないと思っております。当然、今の場所になるかどこの場所になるかわかりませんが、用地の確保とかいろんなものも絡んで参りますので、そういうことも計算しながら進めて参りたいと思っておりますし、今のものを使い終えまして、新しいものが出来る間までの計算上ですけれども、当然支障のないように、新しいものが出来る前までには今のものを活かしていくということになりますけれども、逆に今のものが活かせる前に新しいものを作るというような計画で進めていかなければいけないという風に考えております。

●E 委員

本荘の清掃センター完成と同時に矢島の焼却炉を廃止するという説明でこの文章に付いているのですけれども、今の話しでもし本荘がそういうふうな事故あった場合、矢島の焼却炉で対応したいという風な話しで聞いたのですけれども、そうすれば停止しておくということですか。矢島の焼却炉そのものは全部廃止してしまう、なくすという意味のどちらですか。

●市民福祉部生活環境課 次長兼課長

先ほど申し上げましたのは、工事期間中と言いますか、できる27年までの間につきましては矢島の方を使うという風になっておりますので、本荘が出来るのが26年度で出来て27年から使うわけですが、その時点で矢島の焼却の部分は廃止したいと考えております。

●E 委員

ストックとか言いますが、建物を残しておくとか維持費が当然かかってくると思いますが、その辺はどういう考え方でしょうか。

●市民福祉部生活環境課 次長兼課長

まだ確定はしていないわけですが、建物も補助金をいただいて建てている施設でございまして、あと起債を借りているということもありますので、そこをちょっと詰めなければいけないわけですが、今の試算している段階では、それも補助金の返還をしないで、例えば解体するとか、ほかの用途に使うとかというのも可能であるという見方をしているわけですが、

も、そういう意味で建物の方につきましては、今言われましたとおり、いずれは古くなれば壊さなければいけない状況ですから、そのために壊すことにおいても補助がもらえるという制度がございますので、この後今のものをどうやって利用するかということによりまして、建物を壊すという部分につきましても補助の対象になるという風なことでございますので、そういうことを踏まえまして、出来るだけ有利な方法、使いやすい方法と言う風な形で、いらない部分につきましては、必要ない部分につきましては出来るだけ廃棄した方が将来のためにも、また、環境とかそういうことのためにも必要なんじゃないかなと今のところは考えているところでございます。

●会長

他にございませんか。なければこのごみ処理施設の整備方針についての議題を終えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい、それではごみ処理施設の整備方針についての説明会を閉じたいと思います。いずれ、地域住民に不便を来さないように、効率的な整備方針を打ち立てていただきたいと思います。

●会長

引き続き会議を続行致します。提言のまとめ方についてを議題と致します。この件につきましては前回の2回目の協議会においても協議致しておりますが、その内容につきましては、矢島支所で処理できるような提言についてはご案内のように今回その部分を文章からは除いておりますので、今後予算的な措置が必要だと言うようなことが考えられる部分を今回の提言にまとめてみました。そして、みなさんから提言いただいたものについては若干文章も整理致しておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。事前にみなさんへ配布してあるわけでございますが、熟読していただいたと思いますが、これにつきましては、この点については若干肉付けしたらというようなご提言がありましたら受けたいと思います。よろしくお願いします。

●A 委員

下から二つ目の子吉川兩岸の支障木の件が入っておりますが、どこの地域の方からのご意見なのか中身がわかりませんが、一例として私のところでも河川事務所に相談した結果切ってもよいという返事をもらって切らせていただいたことがあるので、もし自分の田に支障が出ているものに限り切ることが出来るとすれば、解決するのではないかな。あるいは誰かに切ってもらいたいというのであれば、県に相談すれば解決策があるのではないかな。

●会長

いずれ今の件につきましては担当課長も見えられておりますので、後ほどご説明をいただきたいと思います。ご提言ありがとうございました。

何か他にございませんか。もしないとすれば、このままで市の方にご提言を申し上げたいと思います。ただ、担当課長さんの方で、この点についてはこういう状況であるという説明をいただければありがたいです。順を追ってお願いできますでしょうか。

●建設課長

建設課長の佐々木でございます。私の方からは、中段にあります道路河川環境整備関係について、現在の動き等につきまして若干説明させていただきたいと思います。

1 番目の長泥橋への歩道設置でございますけれども、これにつきましては前回お話しがありま

したことから、由利地域振興局の建設部の方に口頭で申し入れしてございまして、現地調査はしていただいております。ただその時点の話では、実際の通行量、それから子どもたちを含めた利用歩行者、さらに現状の写真等のある程度整理した正式な形で要望書として上げていただいて、もしそれが歩道設置基準に合致すれば、今すぐには対応は難しいにしても、長期的な計画には載せることが出来るのではないかという程度の回答をいただいております。

それから2点目の子吉川兩岸の支障木の件につきましては、管理が先ほどお話しに出ました由利地域振興局になるわけでございますけれども、個人で支障のあるものを伐採する場合には、できれば矢島の建設課でもいいですし、振興局の窓口でもいいですので、簡単な書面のやりとりをしていただければ許可するというのを聞いてございます。また、今年度一箇所、長泥橋の上流のところもかなり生い茂っております、ご相談がありまして、これにつきましても担当の方に申し入れ致しまして、後日、現地調査をしていただくことになっております。

三番目の除雪等の要望が2点ほどあるわけでございますけれども、これにつきましては、市全体の問題もございまして、最後には矢島地域の、特に休日等の体制のことでございますけれども、いずれにしてもこれから由利本荘市全体の除雪計画というものを練り上げている途中でございますので、その中できちっと反映できるように検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

●会長

はい、ありがとうございます。もし出来れば、他の課長からも、もし説明いただけるようなことがあればよろしくお願いします。

●振興課長

特に管理職で協議したわけでもございませんので、その担当課長が今わかる範囲でしかお答えできないと思いますけれども、ただ、ここに上げていただいた項目につきましてはみなさんのご提言でありますので、幹事会等で吟味をさせていただいた内容でございますので、支所としてお答えするのは具合悪いところがあるのかなと思いますので、もしみなさんから先ほどの建設課の関係部門で答えられるものがあればお答えしますので、ここというものがあれば、逆にお伺いしてお答えしていきたいと思います。

●B委員

除雪の所なのですが、空き家空き地対策というお話があったかと思うのですが、それはあえて削除された理由は何でしょうか。

●市民福祉課長

こういった質問が、季節柄来るのではないかなと予想はしておりましたけれども、たしかに悩ましい問題であります。結論から申しますと、個人の財産であり、行政がうかつに手をかけることは出来ないということが基本でございますが、ただ、付近の住民、あるいは通行人に危害が及ぶといった状況を、市が個人財産だからと言って全く知らないと言った風にして放置しておくことは出来ないかと思えます。ぎりぎりのと言いますか、主観的な言葉になってしまうのですが、ぎりぎりのところまで見た上で、どうしようもない場合は手をかけなければいけないんじゃないかと思えますし、また、現実にはこの前の冬もそういった対応をしておりますし、付近住民のみなさんと情報交換しながら、また、お互いに協力体制を取りながらやっていきたいという風に思えます。ただ今の質問は、空き家住宅のうち、色々手を尽くしてもどうにもならないと言っ

たようなケースだという風に捉えてよろしいですか。

●B 委員

はい。小学生の通学路とか、道路の隣接地にある空き家の上から雪が落ちてきて危ないとか、あちこちで聞く話でありますし、空き家対策的な話しは、今、矢島に限らずあちこちで出てきている話だと思いますので、ぎりぎりのところでご対応されているのはわかりますが、抜本的にそういう取り決めがどこかに出来ないと、個人財産と公共の戦いと言いますか、そういう難しい所だと思いますので、何か逆に指標となるような基準をどこかで決めていただければ、今後住民の間でもトラブルが少なくなるのではないかと思います、質問しました。

●市民福祉課長

市の条例では、住みよい環境条例というものがございまして、その中で空き家空き地等についても含まれてはおります。そこで出来るのは、管理している方がわかると言ったような場合でして、市とその相手方の関係において、勧告、あるいは命令まですることが出来るという風になっております。ただ、そういった場合は色々手を尽くしております。それでも現実的に、東京に住んでいらっしゃるとか、そういう方に、その所有者に対して何度も何度も手紙を書いたり、電話をしたりと手を尽くしてはいるのですけれども、それでも改善されないといった場合が、実際にあります。そういった場合は、先ほど申しましたような回答になっているわけですが、ただ抜本的な対策というものを考えないと、これはいつまでたっても毎年毎年同じ状況になっております。課長会議あるいは総合支所長等の集まった会議においても、この話題はしておりますし、他市の横手市や大仙市等においても、そういった条例化をして対策を考えなければいけないということで、条例化したりしているところもございます。これは、それぞれの市、あるいは町単位での話しではないと言う風なところまで来ていると思いますので、私の希望としては、総合支所長にも話しをしているところがございますけれども、全県的な取組だとか、そういった方向で考えていかなければならないのではないかなという風に思います。正直に申し上げまして、条例はあるけれども、手を尽くしても駄目なものは、最初に申しましたけれども個人財産というところで手詰まりの状態にあるということですが、問題としては非常に大事な事だと承知しております。

●F 委員

同じ除雪のことなのですが、除雪の提言の中で臨時職員の下りがありますが、これを読むと除雪作業に当たっている作業員が問題があるような表現に捉えられて、私にはそのような表現に感じられるのですが、作業員は一所懸命にやっているはずで、その班長の話も出てきますけれども、これについては建設課が責任を持って運営をしているはずなので、班長や作業員がどうだとか言う話しではないんじゃないかなと思いますので、出来ればこの表現はちょっと変えた方がよろしいのではないのでしょうか。

●会長

この点につきましてはご提言いただいた時から幹事会でもこの文言については悩ましいとして議論がありました。ただ、提言された方々の思いもあるということで、率直にこのように載せてきているわけでございます。

●F 委員

職員がどうこうという話しではないのかなと言う風に思いますので、再考する必要があると思います。

●会長

専門的な部分からいきますと、建設課長さん、この点についてはどのようなご判断でしょうか。難しい質問なわけですが。

●建設課長

逆に私がお願いすべき所をご発言いただきましてありがとうございます。実は、皆様ご承知と思いますが、先ほど言いました道路の除排雪計画では、矢島地区につきましての総括責任者は総合支所長でありますし、その次が私でございます。ここに書いてございます、臨時職員を除雪班長というような表現になってございますが、これにつきましては冬期間にお願いしている作業員を含めた除雪機械を作業する責任者がここに書かれている事の意味でございまして、先ほど言いましたとおり全体の責任については当然支所長をトップにしまして職員で臨んでいるところでございますので、この点は十分理解をお願いしたいと思っているところでございます。ただ、一番言いたいのはたぶん前段にありますけれども、特に土日祭日に正職員が出ていないために、苦情等の処理がうまくこなされていないのかなと、これについてはかなり難しい問題でございまして、私の一存ではお答えできる問題ではないので、よろしくご理解の程お願いしたいと思います。

●会長

今のF委員と建設課長さんのご判断も含めて、幹事会の方で文言を整理したいと思います。

●F委員

前段についてはよろしいかと思います。豪雪の時は皆さん困っているということで、こういうような苦情が来ると言うことは考えていかなければいけないでしょうけれども、後段についてはちょっと一考していただければなということでございます。

●A委員

表現にはやや問題がありそうですが、現実としてはこういうことが起きているということを耳にしているので、改善をする余地は当然認めてもらわないと、なかなか現場では変えることが出来ないのです、表現については公に出すにはどうかなとも思いましたけれども。

●会長

今、A委員からも話しがあったように、色々なそういう状況を踏まえた判断は、幹事会の中ではありました。しかしながら文言をこの通り変えないで提出をして皆様の議論を仰ぎたい、ということで出したわけですので、今日、色々ご提言ありました。やはり公的に出すにはふさわしくない文言だと言う部分を、みなさまにご理解いただいて、事務方と検討して差し障りのないような文章に整理をしたいということで、ご一任いただけないでしょうか。そういうことでよろしくお願い致します。

●会長

他に何かございませんか。

これらの点について市の方にご提言をして、改善できるよう鋭意努力していただきたいという

風にして提出したいと考えています。そういうことでよろしいでしょうか。

●各委員
(賛同の意)

●会長

それではそのようにしてまいります。

予定しておりました協議については終えておりますが、何かこの際に皆様からご意見等ございませんか。なければこれで終えたいと思います。